破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３０９号
長野県松本市本庄２丁目８番18号
債務者　小池　昭子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８０号
京都府宮津市字由良2567番地
債務者　松岡　節子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第８１号
京都府宮津市字惣397番地　みやづ城東タウンＢ105
債務者　松岡和一朗
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第５２５号
長崎県長崎市国分町６番21号、旧住所長崎県長崎市国分町８番10号
債務者　石井　妙子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根209番地１　丸勝マンション106　岸本方
債務者　下地　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第３７号
沖縄県石垣市字大川30番地
債務者　前原　幸枝
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第４２１号
群馬県高崎市井野町1032番地11
債務者　鈴木　洋一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４２５号
群馬県高崎市井野町758番地15
債務者　高木　崇行
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８５号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８番３号　臨港市営住宅810号
債務者　星野　可奈
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第８２号
福島県東白川郡棚倉町大字玉野字東宅地40番地
債務者　北條　　崇
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
群馬県桐生市相生町３丁目573番地　市営９号棟140号
債務者　星野　直人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５１号
三重県熊野市新鹿町502番地４
債務者　横山　ひな
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第６７７２号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目12番11―1905号
債務者　豊田英子こと　安　　英順
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３４号
大阪府茨木市郡４丁目５番３号、前住所大阪府茨木市上中条１丁目11番７号
債務者　小池　信一
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７８９号
大阪府東大阪市長堂３丁目20番10号　サンパレス布施605号
債務者　河石　**龍**哉
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５７号
大阪市浪速区湊町１丁目２番17―909号
債務者　関野　和子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９０８号
大阪市東淀川区豊新５丁目17番７―301号
債務者　南　　靖弘
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部